平成２６年（フ）第１２９号
山形県東根市大林２丁目１番２号　オランダ村―723、前住所山形県天童市交り江５丁目10番２―301号　県営交り江アパート２号棟
債務者　土田　　厚
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３１号
山形県天童市大字荒谷393番地の52
債務者　中村日出子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
岩手県一関市室根町折壁字欠入田22番地１
債務者　遠藤　祐治
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第７１１号
さいたま市浦和区北浦和２丁目３番12号　上菊マンション103
債務者　高久　恵子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２３号
埼玉県久喜市久喜中央２丁目９番30―1503号
債務者　向山　真美
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８４３号
埼玉県新座市野寺２丁目２番15号、旧住所神奈川県川崎市麻生区岡上1441番地59　スターヒル202
債務者　栗林　綾子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８４４号
さいたま市中央区本町西２丁目12番６号　ドミールハスミ302号室
債務者　近藤　正貴
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８４５号
さいたま市中央区本町西２丁目12番６号　ドミールハスミ302号室
債務者　近藤　美和
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６４号
埼玉県川口市東川口５丁目１番21号　横手橋ハイツ205号室
債務者　山野　雅俊
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１２号
埼玉県川口市西川口６丁目８番８―303号　ハイセレサ川口ウィンドフロウ
債務者　進　　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
新潟県長岡市川口相川1885番地１　相川団地市営住宅１号棟103号室
債務者　渡辺　一巳
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
新潟県長岡市中島３丁目３番17号　大成ハイツ302号室
債務者　連　　正
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
新潟県長岡市西千手１丁目５番18―601号　アーク長岡Ｉ番館601号室
債務者　滝沢　夏子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
岡山県井原市木之子町58番地４
債務者　松本　龍太
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８号
北海道紋別市大山町１丁目34番地の２
債務者　森山　光枝
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第４４号
青森県十和田市東二十三番町１番13号　第２早川荘２階７号
債務者　石村　秀子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第４６号
青森県十和田市大字奥瀬字小沢口80番地
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
青森地方裁判所十和田支部